

千住大川端地区（A工区）開発における公共施設に関する基本協定書

足立区（以下「甲」という。）、東京製鐵株式会社（以下「乙1」という。）、岡田商事株式会社（以下「乙2」という。）及び東武鉄道株式会社（以下「乙3」といい、乙1、乙2と併せて「乙」という。）は、千住大川端地区（A工区）における公共施設整備について次のとおり協定を締結する。

（事業及び趣旨）

第1条 本協定は、千住大川端地区（A工区）における甲が行うべき公共施設整備（以下「公共施設整備」という。）を乙が行う開発事業と併せて合理的に行うため、公共施設の設計、施工、維持管理に係る役割分担、費用負担等に関して基本的事項を定めることで、的確な業務処理及び工事の円滑な遂行を図るものとする。

（相互の協力）

第2条 甲及び乙は、相互に協力し、信義に従って誠実に本協定の定めを履行するものとする。

（公正性と透明性の確保）

第3条 甲及び乙は、本協定により整備される施設が公共施設であることに鑑み、公平性と透明性の確保に努め、適切な事業執行に努めるものとする。

（用語の定義）

第4条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 公共施設 別図に示す地区幹線道路1号、地区幹線道路2号、区画道路1号、区画道路2号、区画道路3号及び区画道路4号をいう。
- （2） 開発事業 千住大川端地区（A工区）における住宅建設事業等の開発をいう。

（役割分担及び費用負担）

第5条 公共施設整備に係る甲及び乙の役割分担は、別紙のとおりとする。

- 2 甲は、別紙において負担区分が甲である業務及び工事に係る費用の予算確保に努め、足立区議会で議決された予算の範囲内で負担し、予算を超える費用は、乙が負担することとし、その費用は甲に請求しないこととする。

（負担協定の締結）

第6条 甲及び乙は、別紙において負担区分を甲とする業務及び工事について別途負担協定を締結するものとし、負担協定には次の事項を明記するものとする。

- （1） 業務内容
- （2） 業務期間

(3) その他必要な事項

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定の履行に際し知り得た業務上、技術上その他一切の秘密を、他の目的に使用し、及び第三者に漏えいしてはならない。

(個人情報の取扱い)

第8条 甲及び乙は、本協定の履行により取得し、又は業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止等のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に基づき適正な管理をするものとする。

2 個人情報の漏えい等の事件・事故の発生又はそのおそれがあるときは、直ちにその旨を互いに報告し、それぞれ適切な対応をするものとする。

(反社会的勢力の排除)

第9条 甲及び乙は、足立区暴力団排除条例（平成24年足立区条例第37号）に基づき、反社会的勢力に対し、適切に対応することとする。

(有効期間等)

第10条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和16年3月31日までとする。

2 前項の期間が満了する日の2か月前までに甲又は乙のいずれからも申出がない場合、本協定は、同一の条件にて1年間ごとに更新されるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第7条、第8条、第11条、第12条第2項、第13条の規定は、本協定の終了後も効力を有するものとする。

(承継)

第11条 本協定締結以前に、甲及び乙全員又はいずれかの者の間において締結した協定又は覚書（以下「既存協定等」という。）に定める規定が本協定に定める規定と抵触する場合、本協定に定める規定が優先するものとする。

2 乙は、事業の実施にあたり、事業者が変更されたときは、本協定の定めを当該事業者に承継させるものとする。

(協定の解除)

第12条 甲及び乙は、自己以外のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず本協定の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由なく本協定に基づく義務を履行しないとき。

(2) 本協定を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

2 甲及び乙が前項の規定により本協定の解除を行った場合は、生じた損害をその相手方に請求することができるものとする。この場合において、本協定の全部又は一部を解除された相手方は、解除により相手方に生じた損害の賠償を請求できないものとする。

(合意管轄)

第13条 本協定について争いが生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

以上、協定締結の証として本書4通を作成し、各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年11月27日

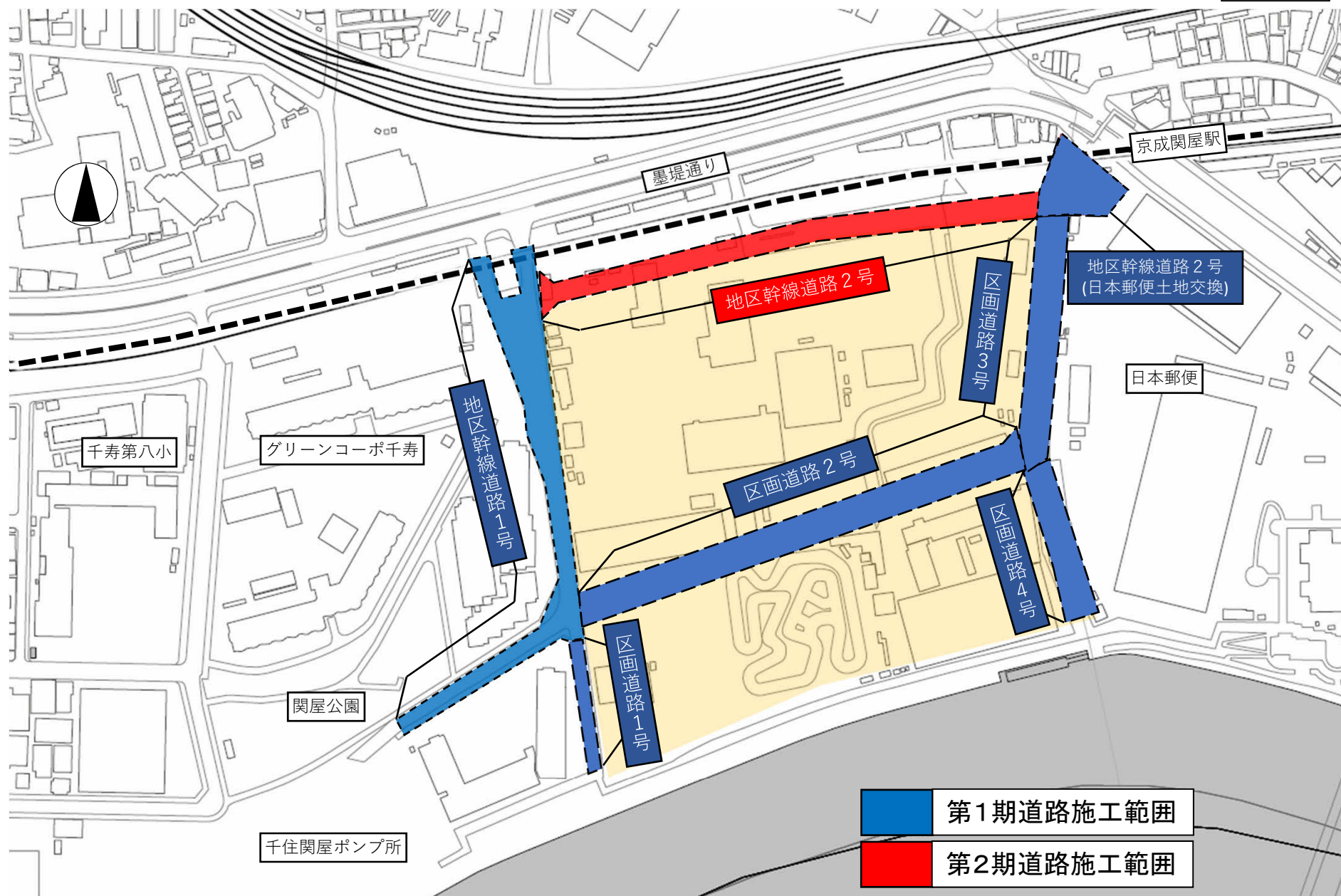
甲 東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区長 近藤 弥生

乙1 東京都千代田区霞が関三丁目7番1号
霞が関東急ビル
東京製鐵株式会社
取締役社長 奈良 暢明

乙2 東京都墨田区両国一丁目11番5号
岡田商事株式会社
常務取締役 岡田 治弘

乙3 東京都墨田区押上一丁目1番2号
東武鉄道株式会社
生活サービス創造本部 沿線価値創造統括部
用地開発・分譲事業担当 部長 尾形 浩

別図



出典: 国土地理院 (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>) 地理院タイルを加工して作成。

千住大川端地区（A工区）開発における公共施設整備に関する役割分担

千住大川端地区（A工区）開発において整備する公共施設（道路及びインフラ）は、以下の役割・負担区分によって整備する。

別紙

業務	整備区分		発注	負担区分		備考
	甲（足立区）	乙（地権者）		甲（足立区）	乙（地権者）	
道路詳細設計：地区幹線道路1号・2号、区画道路1号・2号・3号・4号	○		乙 但し、乙以外の千住大川端地区（A工区）開発に係る開発事業者が発注を行うことができるものとする。	○		
インフラ詳細設計		○			○	
下水道		○			○	
CCB		○			○	
インフラ工事監理		○			○	

工種	主な種別	整備区分		発注	負担区分		備考
		甲（足立区）	乙（地権者）		甲（足立区）	乙（地権者）	
道路工事：地区幹線道路1号・2号、区画道路1号・2号・3号・4号				乙 但し、乙以外の千住大川端地区（Ａ工区）開発に係る開発事業者が発注を行うことができるものとする。			
1. 直接工事費		○			○		
排水施設工	街渠・街渠枘・取付管・Ｌ型側溝・Ｌ型側溝枘	○			○		
街築工	境石	○			○		
舗装工	車道・歩道舗装	○			○		
区画線工		○			○		
交通安全施設工	ガードレール・車止め・ガードパイプ・交通規制標識	○			○		
電機設備工	照明	○			○		
植栽工		○			○		
土工	掘削・積込・残土処理	○			○		
2. 間接工事費					○		
上記工事に係る間接工事					○		
3. 消費税					○		
4. 契約印紙税						○	地権者が工事発注する場合
5. 上記工事に係る設計変更に伴う増工事費				○			
6. 上記工事に係る物価上昇分				○			
7. 新築工事車両動線の整備工事（支障物撤去、移設、復旧含む）			○		○		
インフラ工事				乙 但し、乙以外の千住大川端地区（Ａ工区）開発に係る開発事業者が発注を行うことができるものとする。			
1. 直接工事費			○			○	
【下水道工事】			○			○	
管路工	基礎・管渠布設		○			○	
人孔工	人孔設置		○			○	
土工	掘削・積込・残土処理		○			○	
仮設工			○			○	
【CCB工事】			○			○	
管路工			○			○	
特殊部工			○			○	
土工	掘削・積込・残土処理		○			○	
2. 間接工事費						○	
上記工事に係る間接工事						○	
3. その他インフラ			○			○	
【上水道工事】	企業者工事		○			○	
【ガス工事】	〃		○			○	
【電気工事】通線	〃		○			○	
【通信工事】通線	〃		○			○	
4. 消費税						○	
5. 契約印紙税						○	
6. 上記工事に係る設計変更に伴う増工事費						○	
7. 上記工事に係る物価上昇分						○	

・地権者：東京製鐵株式会社、岡田商事株式会社、東武鉄道株式会社

道路等工事負担区分図

- ・ 足立区負担：下図で彩色されている工事及び区画線工・電気設備（道路照明・街路灯）工・道路内植栽工
- ・ 地権者負担：それ以外（下水、電線共同溝工事、上水・ガス等工事の負担）

■道路横断面略図

